

大学と試験研究機関の連携について

第1 監査の結果

管理本部は、「大学の改革」と併せて「都の試験研究機関の研究業務の調整業務」を分掌していることから、より効果的な執行体制を確立し、積極的に都の試験研究機関との連携を推進する必要がある。

第2 事業の概要

大学管理本部（以下「管理本部」という。）は、平成13年11月に策定した「東京都大学改革大綱」（以下「大学改革大綱」という。）に基づき、都立大学、都立科学技術大学、都立保健科学大学及び都立短期大学の4大学（以下「都立の大学」という。）の改革を進める中、東京都の試験研究機関（以下「都の試験研究機関」という。）との連携を密接に図り、相互の研究内容等を十分に把握できる体制を構築し、表1に示す目的により、連携大学院や共同研究の拡充・推進に取り組んでいくこととしている。

（表1）連携大学院及び共同研究の目的

連携大学院	大学が協定等により、試験研究機関の研究員を客員教員として受け入れ、学生に研究指導を受けさせる。これにより、学生は学外の試験研究機関で研究指導を受けたり、研究員が大学の教育活動に協力するなど、双方において活性化を図る。
共同研究	企業や試験研究機関等から研究員を受け入れ、企業や試験研究機関等と大学が対等の立場で共通の課題を研究する。

都の試験研究機関は、監査日（平成14.9.20）現在、表2のとおり、15機関があり、環境、衛生、産業、消防、保健・医療など様々な研究を行っているが、都立の大学は、表3及び表4のとおり、連携大学院の協定を6機関（財団法人東京都医学研究機構は3機関とする。）と締結し、また、共同研究を2機関（2研究）と行っている。

管理本部の設立以前における都立の大学と都の試験研究機関とは、平成12年度に連携大学院協定（都立大学1件（東京都老人総合研究所）、科学技術大学2件（都立産業技術研究所、東京都環境科学研究所））を締結し、客員教員の受入などの交流を行ってきたものである。

(表2) 都の試験研究機関一覧

	試験研究機関名	所管局	設立年月	所掌事項
1	東京都環境科学研究所	環境局	昭和43年4月	公害防止その他の環境保全に関する試験、研究、調査及び技術の普及に関すること。
2	東京都立衛生研究所	健康局	昭和24年3月	都における公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関すること。
3	東京都立産業技術研究所	産業労働局	平成9年4月	産業技術に関する試験、研究及び調査並びに普及、指導及び相談に関すること。
4	東京都立皮革技術センター	産業労働局	昭和58年4月	皮革工業技術の普及、指導及び相談並びに試験、研究及び調査に関すること。
5	東京都農業試験場	産業労働局	明治33年4月	農業及び蚕業に関する試験、研究、調査及び指導並びに農業技術に関すること。
6	東京都林業試験場	産業労働局	昭和63年12月	森林、林業、林産業に関する試験、研究、調査、野生鳥獣の生態、増殖に関する試験、研究及び調査に関すること。
7	東京都畜産試験場	産業労働局	大正9年3月	畜産に関する試験、研究、調査及び指導並びに家畜及び家きんの配布に関すること。
8	東京都水産試験場	産業労働局	昭和3年1月	水産に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。
9	東京都土木技術研究所	建設局	大正11年4月	土木技術の調査、研究、指導、普及及び啓発並びに都内の地質及び地盤沈下の調査及び研究に関すること。
10	消防科学研究所	東京消防庁	昭和36年4月	消防科学の研究に関すること。
11	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	健康局	昭和47年4月	老人及び老人病等に関する研究並びに老人問題に関する研究、研究に係る疾病等の診断、研究成果の普及に関すること。
12	財団法人東京都医学研究機構 東京都神経科学総合研究所	健康局	昭和47年7月	脳神経及びその障害に関する医学的、臨床医学的研究及び脳神経障害者の社会福祉に関する研究、研究成果の普及に関すること。
13	財団法人東京都医学研究機構 東京都精神医学総合研究所	健康局	昭和48年4月	精神医学に関する総合的な研究活動、研究成果の普及に関すること。
14	財団法人東京都医学研究機構 東京都臨床医学総合研究所	健康局	昭和50年12月	がん、感染症をはじめとする未解明の重要疾患の制御に関する研究及び健康科学に関する医学研究、研究成果の普及に関すること。
15	東京都立食品技術センター	産業労働局	平成2年7月	食品工業技術の普及、指導及び相談並びに試験、研究及び調査に関すること。

(表3) 連携大学院実施状況

大学(研究科)	都の試験研究機関	協定締結年月日
都立科学技術大学	東京都立産業技術研究所	平成12年 5月29日
都立科学技術大学	東京都環境科学研究所	平成12年 6月12日
都立大学(理学研究科)	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	平成12年12月26日
都立大学(理学研究科)	東京都立環境科学研究所	平成13年 9月10日
都立大学(理学研究科)	東京都立産業技術研究所	平成13年11月 8日
都立大学(理学研究科)	財団法人東京都医学研究機構	平成13年11月 8日
都立保健科学大学	財団法人東京都医学研究機構	平成14年 3月28日
都立保健科学大学	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	平成14年 4月12日

(表4) 共同研究を行っている都の試験研究機関

大学(研究科)	試験研究機関	締結年月日	研究テーマ	研究期間
都立大学 (理学研究科)	東京都農業試験場	平成13年5月1日	植物の環境ストレス (暑さ及び寒さなどの 負荷を与える)と 耐性に関する研究	平成13年度から 平成15年度
都立大学 (理学研究科)	東京都環境科学研 究所	平成13年9月10日	ヒートアイランド対 策に関する研究	平成14年度から 平成16年度

客員教員： 試験研究機関の研究員を大学の教員として受け入れるもの。客員教員は、責任を持って研究指導に携わるため、非常勤の大学教員として発令を受け、専任の教員と同等の立場に位置付けられる。

第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、連携大学院協定の促進が積極的に行われているか、都立の大学と都の試験研究機関における類似の研究は相互にその研究が活かされたものとなっているか、都立の大学と都の試験研究機関との間で組織的な連携を進める執行体制が構築されているかの3つの観点から都立の大学と試験研究機関の連携について評価を行った。

実地監査は、平成14年9月9日から同月20日までの期間において、管理本部を対象として実施した。また、平成14年9月17日に東京都環境科学研究所を対象として、同月18日に消防科学研究所を対象として、それぞれ関係人調査を行った。

第4 事業評価の結果(観点別)

1 連携大学院協定の促進が積極的に行われているか

連携大学院協定の促進が積極的に行われているかの観点については、都立の大学と試験研究機関等との連携大学院協定の締結状況の視点から行った。

都の試験研究機関との連携大学院協定の締結状況は、前記表3のとおり、平成12年度に3件、平成13年度に4件及び平成14年度に1件となっており、15ある都の試験研究機関のうち6機関から、表5のとおり27名の教員を受け入れている。さらに、今後、都立大学(工学研究科)と東京都土木技術研究所との間で連携大学院の協定締結が予定されているなど、連携大学院協定は着実に進んでいる。

(表5) 都の試験研究機関からの教員受入状況

大 学 名	都の試験研究機関名	受入教員数
都立大学(理学研究科)	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	4名
	東京都環境科学研究所	1名
	財団法人東京都医学研究機構	3名
都立科学技術大学	都立産業技術研究所	1名
	東京都環境科学研究所	1名
都立保健科学大学	財団法人東京都医学研究機構	11名
	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	6名
合 計		27名

なお、国が所管するの試験研究機関との連携大学院協定の締結状況については、都立大学及び科学技術大学において、表6のとおり、独立行政法人産業技術総合研究所、特殊法人宇宙開発事業団、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び独立行政法人通信総合研究所と連携大学院協定を締結し、11名の教員を受け入れている。

(表6) 国が所管する試験研究機関からの教員受入状況

大 学 名	試 験 研 究 機 関 名	教 員 受 入 数
都 立 大 学	独立行政法人産業技術総合研究所	7名
科 学 技 術 大 学	特殊法人宇宙開発事業団	1名
	独立行政法人航空宇宙技術研究所	2名
	独立行政法人通信総合研究所	1名
合 計		11名

2 都立の大学と都の試験研究機関における類似の研究は相互にその研究が活かされたものとなっているか

都立の大学と都の試験研究機関における類似の研究は相互にその研究が活かされたものとなっているかの観点については、都の試験研究機関等との共同研究が行われているかの視点から行った。

大学は、各分野の基礎的な学術研究を推進し、住民の生活・文化の向上発展に寄与しており、一方、行政の試験研究機関は、行政目的を果たすために産業界や社会の要望に応えた研究に取り組み、地域の産業経済等の活性化と住民の生活・安全の向上をめざしており、一見して同様な研究であっても、両者には質的な相違があるといわれている。

ところで、管理本部は、都立の大学と都の試験研究機関が行ってきた類似の研究での共通の課題について、それぞれの研究能力や技術力などを結集することにより、優れた研究成果が期待できるとして、都民や都政などに貢献するため、共同研究を推進する必要があるとしている。

しかし、都の試験研究機関との共同研究は、前記表4のとおり、都立大学と東京都農業試験場及び東京都環境科学研究所との2研究に留まっている。

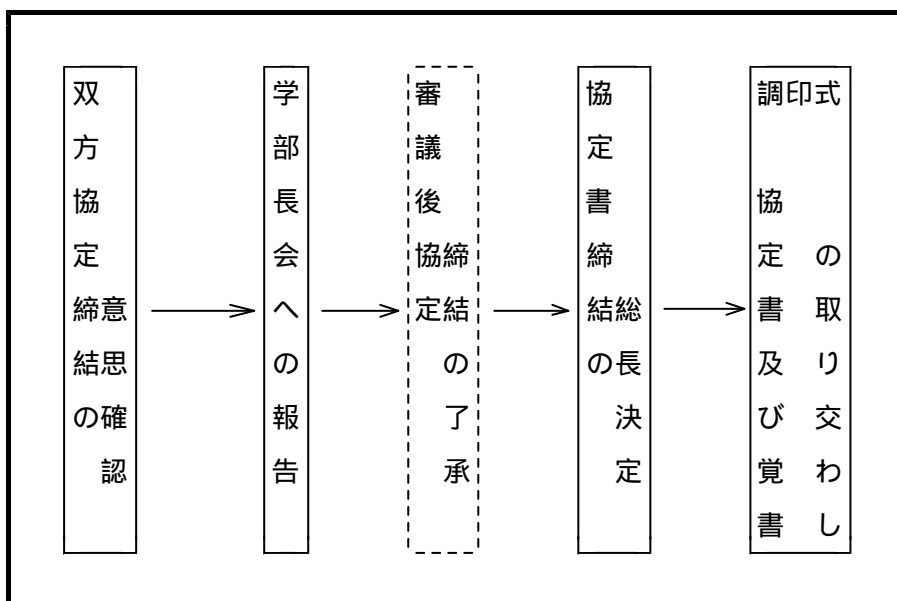
なお、国の試験研究機関との共同研究は、科学技術大学と特殊法人宇宙開発事業団との1研究である。

3 都立の大学と都の試験研究機関との間で組織的な連携を進める執行体制が構築されているか

都立の大学と都の試験研究機関との間で組織的な連携を進める執行体制が構築されているかの観点については、都立の大学における連携大学院協定締結までのプロセスについて検証を行った。

連携大学院協定の都立大学の意思決定の事務の流れは、図1のとおりとなっている。

(図1) 連携大学院協定の意思決定の事務の流れ



客員教員の受入れに際しては、東京都立大学客員研究員規程（昭和55年東京都立大学規則第254号）第4条により、教授会の審議を経て、総長に申請し、総長は申請に基づき客員教員の受け入れを承認することになっている。

また、科学技術大学及び保健科学大学の連携大学院の事務の流れも都立大学と基本的には同様である。

なお、都立大学が実施している共同研究については、東京都立大学産学共同研究取扱規程（平成13年東京都立大学規則第665号）第8条により教授会の受入審議を経て、総長の承認を得ることになっている。

以上のように、都立の大学と都の試験研究機関との連携の状況は、連携大学院については着実に進んでいるものの、共同研究は進んでいない状況にある。また、その執行体制は教授会等を中心としたものである。

管理本部は、「大学の改革」と併せて「都の試験研究機関の研究業務の調整業務」を分掌していることから、より効果的な執行体制を確立し、積極的に都の試験研究機関との連携を推進する必要がある。